

東浦町重度障害者特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人住民等、当該改正後の年金制度による被保険者の資格等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度の障害者に対し、町が東浦町重度障害者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害基礎年金等

国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第2条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障害年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金その他国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。

(2) 重度障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号別表第5号）に掲げる級別が1級若しくは2級の記載のあるものの交付を受けた者又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）により、障害の程度がAの記載のある療育手帳の交付を受けた者をいう。

(給付対象者)

第3条 町長は、給付金を、本町内に居住する重度障害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で障害基礎年金等の受給資格のないもの（以下「給付対象者」という。）に支給する。

(1) 昭和57年1月1日前に満20歳に達していた住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されている外国人住民（同法第30

条の45に規定する外国人住民又は帰化した者をいう。)で、同日前に重度障害者であったもの又は同日以後に重度障害者となったが障害発生原因の初診日が同日前に属する者のうち、同日現在、廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき日本国内で居住地登録をしていたもの。ただし、アメリカ合衆国籍を有していた者で、当該初診日が20歳以後にあるものを除く。

(2) 年齢満20歳以上の者で、次のいずれかに該当する者

ア 障害発生原因の初診日において、厚生年金被保険者又は共済組合の組合員であった者であって、障害認定日(初診日から起算して1年6月を経過した日。その期間内に傷病が治った場合においては、その治った日とする。)が昭和61年4月1日以前にあり、当該初診日の属する月の前月までの厚生年金被保険者期間が6月未満又は法律によって組織された共済組合の組合員期間が1年未満であったため、障害基礎年金等の受給資格を得られなかったもの(ただし、国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間若しくは保険料免除期間以外の被保険者期間又は昭和60年改正法第1条の規定による改正前の国民年金法附則第6条第1項の規定により国民年金の被保険者となることができた者が、同項に規定する申出を行わなかったため、国民年金の被保険者とならなかった期間を有することにより、昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法第47条第4項(同項の規定に相当する共済年金各法の規定を含む。)に該当する者を除く。)

イ 国民年金法第35条第2号及び厚生年金保険法第53条等(障害程度の軽減による失権の規定)により、失権したがその後に障害が重くなったもの

ウ 昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日があり、障害基礎年金等の受給資格が得られなかったもの

(支給制限)

第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

(1) 公的年金(年額240,000円以上)を受給しているとき。

(2) 福祉施設入所者でその者の措置実施団体からこの給付金と同種の給付を受けているとき。

(3) 生活保護を受給しているとき。

(4) 前年の所得が、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第5条の4に規定する額を超えているとき。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、年額240,000円とする。ただし、公的年金（年額240,000円未満）を受給している者にあつては、240,000円から当該公的年金の額を控除した額を給付金の年額とする。

(支給申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給（更新）申請書（様式第1）に公的年金未受給状況申立書（様式第2）を添付して、町長に申請しなければならない。

2 次条の規定により、給付金の支給決定を受けた者は、毎年、町長が定める日までに、給付金支給（更新）申請書により、町長に給付金の支給の更新を申請しなければならない。

(給付の決定等)

第7条 町長は、前条第1項の申請があつた場合において、給付金の支給を決定したときは給付金支給決定通知書（様式第3）により、給付金の不支給を決定したときは給付金不支給決定通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

(給付期間及び支給期日)

第8条 給付金の支給は、第6条第1項の申請があつた日の属する月の翌月から始め、給付金の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 町長は、毎年3月及び9月に前条の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）にそれぞれ支給期月までの分を支給する。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに給付金資格要件変更届（様式第5）により、町長に届け出なければならない。

(1) 第11条第1号から第3号までの規定に該当し、受給資格が消滅したとき。

(2) 住所又は氏名を変更したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金、生活保護の受給状況その他給付金の支給要件に係る事由に変更があつたとき。

(支給の停止)

第10条 町長は、受給者が第6条第2項の更新の申請をしないときは、当該年の4月分からの給付金の支給を停止する。

(受給権の消滅)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を受給する権利は消

減するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第4条の規定に該当するとき。
- (4) 当該年度末までに第6条第2項の更新の申請をしないとき。

(給付金の返還)

第12条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金返還戻入通知書(様式第6)により、当該受給者に対し支給した給付金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

- (1) この給付金と同種の給付を重複して受給したとき。
- (2) 前条による受給権の喪失以後に給付金を受給したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、給付金を受給したとき。

(未支給の給付金)

第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その者と生計を同じくしていた者で、その者を介護していたものは、その未支給の給付金の支給を請求することができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(効力)

第15条 この要綱は、国民年金法等の改正等により、国において同様の措置が講じられた場合は、その効力を失うものとする。

(施行細則の委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の申請は、平成5年7月10日以降に行うものとし、平成6年3月31日までに申請があった受給者については、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年4月(平成5年5月以後に受給資格を取得した者については、その受給資格を取得した日の属する月)分から給付金を支給する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）附則第15条第1項の規定により在留カードとみなされている外国人登録証明書又は入管法等改正法附則第28条第1項の規定により特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード及び特別永住者証とみなして、第1条の規定による改正後の東浦町本人確認事務取扱要領第4条の規定を適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に第2条、第3条、第7条及び第8条の規定による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている東浦町一般公募型普通財産購入希望申込書兼受付書その他の用紙は、これらの規定による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

東浦町重度障害者特別給付金給付 (更新) 申請書

年 月 日

東浦町長

受給者氏名

(電話)

下記のとおり、東浦町重度障害者特別給付金支給要綱第6条 (第1項・第2項) の規定に基づき、給付 (更新) 申請します。

記

申請者氏名	カガナ ()		
公的年金受領額	年金 (年額 円)		
現住所			
生年月日			
振込銀行名	銀行	支店	
口座番号	普・当	名義	

決 裁 欄	課長	係長	係	支給 年 月～ 不支給									
	支給額	給付金 年額 (A)	公的年金 受給額 (B)	給付金決定月額 (A - B) ÷ 12									
前年度 所得額							制限内 制限超	生活保護 受給状況				受給中 無	
支払 状況	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
備考													

様式第2（第6条関係）

公的年金未受給状況等申立書

年 月 日

東浦町長

申請者氏名

下記のとおり、相違ありません。また、東浦町が下記の事項について、調査を行うことに同意します。

記

無年金となつた理由	(1) 昭和57年の年金制度改正時に日本国籍を有していなかったため (2) 年金受給後の障害程度軽快による失権のため (3) 昭和61年3月以前の海外滞在中の障害のため (4) 厚生年金等への加入直後の障害のため (5) その他（ ）		
国 籍	（上記(1)の方のみご記入ください。）		
国民年金の加入状況	①加入している（ 年 月～） ②加入していない		
年金手帳の記号番号			
国民年金以外の年金の加入状況	①加入している（いた） ②加入していない		
加入期間	年 月～	年 月（	年金）
	年 月～	年 月（	年金）
現在の障害状況になつた時期	年 月 日		
障害原因の初診日	年 月 日		
障害を受けた部位	上肢・下肢・聴力・視力・内部・その他（ ）		
障害の原因等	事故・疾病（ ）・その他（ ）		
身体障害者（療育）手帳番号	愛知県（ 県） 号		
手帳の交付を受けた時期	年 月 日		
現在までに公的年金を請求したことが	①ある（ 年金） ②ない		
請求した結果	①却下された ②現在受給中 ③受給したがその後失権した ④まだ結果が出ていない ⑤一時金として受けた		
現在の受給額	年額 円（受給している方の記入願います。）		
前年の所得額			
生活保護受給の有無	無・有（ 年 月～）		

※ 無年金となつた経過及び現在の公的年金受給額がわかる書類を添付のうえ、提出してください。

様式第3（第7条関係）

東浦町重度障害者特別給付金支給決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

東浦町重度障害者特別給付金支給要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり支給決定しましたので、通知します。

記

受給者氏名	カガナ（ ）
現住所	
生年月日	
支給年額	
給付期間	年 月分～

- ※ 1 住所・氏名等に変更のあったときは、直ちに届出されるようお願いいたします。
- ※ 2 公的年金又は生活保護を受給された場合には、受給開始後の給付金を返還していただきます。

様式第4（第7条関係）

東浦町重度障害者特別給付金不支給決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

申請のありました東浦町重度障害者特別給付金について、不支給と決定しましたので、東浦町重度障害者特別給付金支給要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

申請者氏名	フリガナ（ ）
生年月日	
現住所	
不支給の理由	1 制度的無年金者でないため 2 公的年金を受給しているため 3 生活保護を受給しているため 4 その他（ ）

様式第5（第9条関係）

東浦町重度障害者特別給付金資格要件変更届

年 月 日

東浦町長

受給者氏名
(電話)

下記の事項について、変更がありましたので届け出ます。

記

氏 名	フリガナ ()
現 住 所	
振込銀行支店	銀行 支店 普・当 (口座名義)
年金受給状況	種類 受給年月 種別 年 額
そ の 他	
資 格 喪 失	町外転出・死亡・その他 () のため。

(年 月 日変更)

様式第6（第12条関係）

東浦町重度障害者特別給付金返還戻入通知書

年 月 日

様

東浦町長

下記の金額について、別添納付書により返還願います。

記

返還・戻入額	円 ただし、東浦町重度障害者特別給付金返納額 年 月 日～ 年 月 日分として
返納期限	年 月 日
返還理由	